

CSPユニオン News

発行責任者：堀 一洋

編集者：近藤 崇

基本労働協約の一部締結(団体交渉)に対する 執行部の考え方

基本労働協約(※)については、早期締結をめざし団体交渉の場で話し合いを行ってきましたが、会社の態度は部分締結とする上に基本労働協約ではなく、団体交渉に特化した合意書として、案を提出してきました。

今後の労使関係の構築と組合員加入促進を推し進めるにあたっては、以下の合意書で一旦締結を行い、基本労働協約は継続審議としていくことが得策であると判断し、2013年8月7日に以下の通り締結しました。

本合意書にもある通り、今後も会社と当労組は、企業の健全な発展と社員の生活向上を目的とし、労使対等の立場に立って、さまざまな協議を行なっていきます。

※ 労働協約は、「労使関係のルールを決めるもの」「使用者と組合員との個別の労働契約の内容を集団的に決めるもの」であり、就業規則よりも効力は上位に位置するものです。

合意書

セントラル警備保障株式会社(以下「会社」という)とCSPセントラル警備保障労働組合(以下「組合」という)とは、企業の健全な発展と社員の生活向上を目的とし、労使対等の立場に立って実施する団体交渉等の事項に関し、下記のとおり合意書を締結する。

記

- 1 就労時間内の組合活動は禁止とする。組合はこれを遵守する。
 - 2 組合は会社の施設(本社、事業部、研修センター、支社本部、営業所、ターミナル及び常駐警備先等を含む)、備品・機材及び消耗品等を組合活動に使用・利用しない。
 - 3 組合用務の電話、FAX、電子メール、郵便等の通信は、会社施設を使用しない。
 - 4 会社は、組合および組合員が労働組合の正当な活動を行ったことに対し、不利益な扱いを行わない。
 - 5 組合は、次の事項については、遅滞なく文書をもって会社に通知する。
 - (1) 組合規約を規定し、またはこれを変更したとき
 - (2) 組合役員の選任又はその異動を行なったとき
 - (3) その他、前各号に準じる重要な事項があったとき
 - 6 団体交渉での録音、録画は禁止とする。
 - 7 相手方からの団体交渉等の申し入れがあった時は、信義誠実の原則に基づいて、日程を調整したうえで団体交渉等を行なう。
 - 8 団体交渉等を申し入れる場合は、交渉事項の内容、その必要な理由、交渉の日時、場所、所要予定時間を記載した書面を、相手方に申し入れなければならない。
 - 9 日時・場所の取り扱い等については、団体交渉等申し入れ後すみやかに労使双方で協議し決定する。
 - 10 交渉の委員は、双方書記を含め3名以内とし予め名簿を交換する。
- 会社側の交渉委員は会社役員又は非組合員の中から会社が指定した者とし、組合側の交渉委員は従業員である組合員から組合が選任したものに限定する。交渉委員以外のものが出席するには、予め相手方の同意を得なければならない。
- 交渉委員は、交渉によって知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。
- 11 団体交渉等は就業時間外に行うものとし、交渉時間は2時間以内とする。
 - 12 交渉等会場までの交通費は、双方が各々独自に負担する。
 - 13 会場における借上げ費等の経費が発生する場合は、その都度双方で折半する。
 - 14 本合意書の有効期間は締結した日から1年間とする。

なお、期間満了後は会社と労働組合双方が解除を希望しない限り、更に1年間自動的に期間を更新し、以降はこの例によるものとする。

本合意書の締結を証するため本通2通を作成し、会社・組合記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

CSPユニオン News

発行責任者：堀 一洋

編集者：近藤 崇

2013春季生活闘争要求に対する会社回答と 会社回答に対する執行部の考え方

Cユ第6号(平成25年4月12日)で要求した2013春闘要求の会社回答が8月21日に出されました。会社回答に対する執行委員会の受け止めおよび今後の対応は以下の表の通りです。

1. CSPユニオンにおける今次春闘は、組合員を含む全社員の労働環境の向上と会社のさらなる発展をめざし、CSPユニオン結成以来、初めての2013春季生活闘争を闘いました。
2. 労使信頼関係のさらなる構築を行なっている中で、回答書をもって会社の見解を引き出したことは、一定の評価ができるものと判断し、会社回答を受け止めます。
3. しかしながら、以下の表にも記載した通り、要求書各項に対する会社回答には、納得できるものではなく、今後も、時期を捉え会社と協議していくこととします。
4. また、2014春闘に向けては、情報労連方針もふまえ、CSPユニオンの要求を確立していくこととします。

要求内容	会社回答	会社回答に対する執行部の考え方
1. 就業規則について 社員手帳による一部開示ではなく、全文を開示するとともに、組合員を含む、全社員に対して周知徹底を図ること。	就業規則は各事業部・支社に備え付けてあり、いつでも閲覧可能な状況にしており、規則を改定した際には、社令・通達等で全社員に周知をしています。また、入社時に配布している「社員手帳」についても、就業規則本文を全文開示しています。なお、就業規則で確認したいことがあれば、事務管理等に申し出て、閲覧してください。	就業規則は、各事業部・支社に備え付けており閲覧可能な状態であり、「社員手帳」に記載されていると会社回答はあるものの、多くの組合員・社員はそのことを認識していません。また、改定された場合の周知についても、必ずしも、十分とは言えないとの認識に立っています。したがって、上記認識をふまえ、CSPユニオンとしては引き続き、現状を再検証しつつ、会社に対し、周知徹底を図ること等を求めていくこととします。
2. ハラスメントに関する対応 (1)ハラスメント関係の問題は社会的な問題となっており、またCSRの観点からもその社内実態の把握を行なうこと。 (2)ハラスメント行為の発生を確認した場合は、迅速な対応を行なうこと。その事実と内容を組合側と共有すること。	ハラスメント行為に詫関する対応については、「セクシャルハラスメント防止対策要領」「パワーハラスメント防止対策要領」が公布され、これに基づいて運用しています。「CSPニュース」(2013.06号)の【『監査部かわら版』抄録★内部通報について】でも記載されており、相談や苦情処理等の内部通報窓口は、本社・監査部業務監査室に設けられ、業務監査室長は所属長と調整し、プライバシーに十分配慮しながら、関係者から速やかにその事実確認を調査し、必要に応じては関係所属と対策を検討して、迅速な問題の解決と再発防止に努めています。なお、ハラスメントに関する情報はプライバシー保護の観点から開示することはないので、現在のところ組合側と情報を共有する予定はありません。	ハラスメントに関する情報はプライバシー保護に十分留意することは認識しますが、発生した場合の対応策については、再発防止のために労使が知恵を出し合うことが必要です。CSPユニオンは、組合員・社員が働きやすい職場環境の構築に向け、通年的に会社と協議していくこととします。
3. 情報労連最低賃金協定について 情報労連が求める「情報労連地域最低賃金協定」の締結に向けて誠意をもって対応する事。	貴組合と、上部団体「情報労連」が作成している「情報労連最低賃金協定」については、現在のところ締結する予定はありません。	情報労連が求める情報労連最低賃金は、情報労連加盟組合に対置する会社で働くすべての労働者を対象とした情報労連全体のセーフティーネットです。セントラル警備保障グループに働く仲間の暮らしの安心・安定のため、節目を捉えた通年的な会社対応を行なっていくこととします。

CSPユニオン News

発行責任者：堀 一洋

編集者：近藤 崇

説明会の開催のご案内

労働組合ってなんだろう？CSPユニオンってどんな活動してるの？
誰でも、入れるの？職場のいろいろなルールに疑問を持ってませんか？ など、
そんな疑問にお答えします。
CSPユニオン説明会を以下の通り開催いたします。是非、お気軽にご参加ください。

1. 日時:	実施日	出欠締切日
	第1回:11月 6日(水)19時～	11月1日(金)
	第2回:11月20日(水)19時～	11月13日(水)
	第3回:11月27日(水)19時～	11月21日(木)

2. 場所:全電通労働会館 6階 会議室
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-6

3. 対象者:CSPセントラル警備保障労働組合 組合員およびセントラル警備保障株式会社の社員
※組合員は必ず上記日程のいずれかにご参加ください。

4. 出席報告

CSPセントラル警備保障労働組合 書記長 上須賀正光
メール:csp-u-kamisuka@csp-roso.com>

①氏名、②勤務地最寄駅、③当日の連絡先をご報告ください。

※ 交通費の支給は当日行ないます。

5. 問い合わせ先

情報労連 白濱 恵美子 TEL:03-3219-2238 メール:emiko.shirahama@joho.or.jp

※CSPセントラル警備保障労働組合の執行委員も勤務中が多いことから、連絡先をCSPユニオンが加盟する情報労連にお願いしています。

6. その他

次の開催は、1月か2月を予定しています。日程が決まり次第別途ご連絡します。

情報労連 あいねっと倶楽部に登録しよう！

登録無料



あいねっと倶楽部ってなあ～に??

あいねっと倶楽部は、情報労連が運営する組合員とその家族が利用できる福利厚生サービスです。専門家によるトラブルの相談、育児・介護などのライフステージに合わせたサービス、日々の暮らしを潤わせる快適なレジャープランなど、働くあなたのための幅広いサポートメニューを用意しています。ぜひ、皆様のご登録と提携先への利用を宜しく願いいたします。



登録方法は??

まずは、あいねっと倶楽部ホームページに！ URL: <https://www.i-net-club.jp/>

11月は、Autumnキャンペーン実施！ご登録頂き、アンケートに回答頂いた会員の皆さんの中から抽選で、提携先の豪華賞品が当たります！

